

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

福島市都市農村交流促進計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県、福島市

3. 地域再生計画の区域

福島市の全域

4. 地域再生計画の目標

福島市は福島県中通り地方の北部に位置し、東に阿武隈高地、西に磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰に囲まれた福島盆地に開けた県都であり、市域の中央には信夫山が位置し、四方に市街地が開け、その周辺に農用地、森林が広がる都市である。

市北部の都市計画による住宅整備や大型店舗の進出など、市街地は人口の集中化傾向にあり、産業活動や余暇活動の場となる周辺地域への道路は滞留し、人や物の流れがスムーズに行われない状況となっている。

また、都市部から周辺に広がる農村地域では農家林家が減少する中、担い手不足による休耕地や放置森林が増加の一途をたどっており、かつてのにぎわいある町づくりを目指した取組が望まれている。

これらの解決策として、市街地の幹線道路の整備を図り、多様な都市活動を支える交通体系の形成を目指すこと、また農村部での活気ある地域社会の創出を図れるよう、林業体験プログラムなどのグリーンツーリズムを主軸とした活動を支援するため、フィールドとなる里山へのアクセス路として既設林道の整備を行い、一般通行車両への利便性の向上を図るとともに地域林業の担い手による活動を活性化し、手入れ不足となっている里山を中心とした森林施業の推進を図ることを目標とする。

これらの目標を達成するために、従来から実施している道路整備事業、森林整備事業、福島市単独及び助成事業に加えて道整備交付金事業の導入を図り、幹線道路、生活道路等の整備に努めながら、快適性・利便性・安全性を備えた人にやさしい道路環境を創り出すことを基本に、都市と農村地域の交流が図られるまちづくりを進めるものである。

(目標1) 道路整備による渋滞ポイントの減少(5箇所 2箇所)

(目標2) 道路整備による所要時間の短縮(所要時間50%の短縮)

(目標3) グリーンツーリズム人口の増加(利用者の10%増加)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

「都市計画道路北沢又丸子線」(昭和58年2月8日認定)は国道13号と(主)福島・飯坂線を結ぶ北部地区の重要路線であるが、幅員狭小のため歩行者の通行及び車両の交差にも支障をきたし、渋滞が発生していることから、道路改築工事を行うことによって、交通渋滞の解消や交通事故の減少を図り、都市部と農村地域を結ぶ幹線道路の役割を果たすよう早期の完成を目指す。

福島市松川町水原地区は担い手不足による農家林家の減少地域であるが、阿武隈川に注ぐ水原川と周囲の農地、山林を背景に活気あるまちづくりを進めようとしており、グリーンツーリズムの拠点として里山に続く「林道笹森山線」の舗装工事を行うことは、林内へのアクセスと地区の周遊を容易にし、森林施業の効率化と一般車両への利便性向上を図ることができる。

また、これらの道整備交付金事業をベースに農村マニファクチャー事業やグリーンツーリズム事業等を展開していくことで農村地域の活性化と市民の余暇活動、環境教育の場などに大きく貢献するものと期待される。

上記の各事業は都市部の道路環境問題への対応、農村地域の道路現況のグレードアップ化など、それぞれの地域特性を考慮したこれからのまちづくりの視点に立った再生計画であり、市民生活や産業活動など人と物が相互に行き交う有機的なネットワークを構築することで都市と農村の交流促進を図るものである。

(5 - 2) 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類 (事業区域) 事業主体]

- ・市道 (福島市) 福島市
- ・林道 (福島市) 福島市

[事業期間]

- ・市道 平成 17 年 ~ 20 年度
- ・林道 平成 17 年 ~ 19 年度

[整備量及び事業費]

- ・市道 0.1km 4 億 5 千万円 (うち交付金 2 億 2 千 5 百万円)
- ・林道 1.4km 4 千 2 百 9 0 万円 (うち交付金 1 千 4 百 3 0 万円)

(5 - 3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「都市農村交流促進計画」を達成するため以下の事業を総合的かつ一体的に行う。

福島市助成事業

- (1) グリーンツーリズム事業 農林業作業体験、収穫祭など
- (2) 市民農園事業 農業体験学習、循環型農業の推進
- (3) 農村マニファクチャー事業 産地直送販売
- (4) 学校林整備事業

地方道整備事業 臨時地方道交付金、市単独事業による道路整備事業

森林整備事業 林野庁補助事業による森林施業等事業

6 . 計画期間

平成 17 年度 ~ 平成 20 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査 (交通量調査、アンケート調査等) を行い状況を把握・公表するとともに、計画策定主体が事後評価を行い達成状況や改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。

(添付資料) 整備箇所図、地域再生区域図、工程表